

# 【低未利用土地等確認書交付の流れ】

低未利用土地等確認申請書について

## 1. 事前相談

- ・譲渡した方が個人であること
- ・低未利用土地等（注）であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について市長の確認がされたものの譲渡であること
- ・譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること
- ・当該個人の配偶者等、当該個人と特別の関係がある方への譲渡でないこと
- ・低未利用土地等及び低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えないこと
- ・当該低未利用土地等の譲渡について所得税法第58条又は租税特別措置法33条の4若しくは第34条から第35条の2までに規定する特例措置の適用を受けないこと
- ・一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡を当該前年又は前々年中にした場合において本特例措置の適用を受けていないこと

## 2. 申請書類の提出

- ・申請書の各記入欄に必要事項が全て記載されているか
- ・必要な添付書類が全てそろっているか

## 3. 申請書の受理・審査

日立市が（宅建業者等と連携して）確認を実施

- ・譲渡された土地・建物が低未利用であること
- ・買主が購入した土地・建物を利用する意向があること
- ・申請書記載内容と添付書類の整合性がとれているか
- ・必要に応じて申請書の訂正又は添付書類の再提出を求める

## 4. 決裁、確認書の記入

- ・確認年月日（決裁日）、市長名を記入し、市長印を押印

※申請書兼確認書及び確認表（原本）のみを申請者へ渡し、添付書類は申請者に返却いたしません。

## 5. 確認書の交付

- ・2週間程度で申請者に郵送します。（ただし、申請書等の書類に不備がある場合を除きます。）

（注）

都市計画区域内（※）にある土地基本法第13条第4項に規定する低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地）又は当該低未利用土地の上に存する権利

（※）日立市は一部対象外の地域があります。詳しくはお問合わせください。